

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 15 日文京区規則第 8 号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成三十年三月文京区条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(近隣住民への周知等)

第三条 条例第八条第一項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する事前周知書（別記様式第一号。以下「事前周知書」という。）を近隣住民へ配付することにより行うものとする。

2 条例第八条第二項の規定による報告は、事前周知書及び周知内容記録書（新規・変更）（別記様式第二号）を区長に提出することにより行うものとする。

3 条例第八条第三項において準用する同条第一項の規定による近隣住民への周知は、住宅宿泊事業の実施に関する変更通知書（別記様式第三号。以下「変更通知書」という。）を近隣住民へ配付することにより行うものとする。

4 条例第八条第三項において準用する同条第二項の規定による報告は、法第三条第四項又は第六項の規定に基づき届け出た際、変更通知書及び周知内容記録書（新規・変更）（別記様式第二号）を区長に提出することにより行うものとする。

(公表)

第四条 条例第九条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項をホームページへ掲載すること等により行うものとする。

一 商号、名称又は氏名及び連絡先

二 届出番号

三 届出住宅の所在地

四 届出年月日

五 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び緊急連絡先（住宅宿泊管理業務を委託する場合に限る。）

付 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。